

○富山県総合雪対策条例

昭和60年3月26日
富山県条例第1号

富山県総合雪対策条例を公布する。

富山県総合雪対策条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 総合雪対策計画(第9条—第11条)
- 第3章 雪害のないまちづくり
 - 第1節 生活環境等の整備(第12条—第14条の2)
 - 第2節 交通及び情報通信の確保(第15条—第19条)
 - 第3節 除排雪の推進(第20条—第25条)
 - 第4節 雪災害対策(第25条の2・第25条の3)
- 第4章 産業の雪害防止等(第26条—第28条)
- 第5章 雪の利用の促進等(第29条—第31条)
- 第6章 雪の文化の振興等(第32条—第34条)
- 第7章 財政措置等(第35条—第37条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、雪対策について、基本理念を定め、並びに県、市町村及び県民の責務を明らかにするとともに、雪による障害の克服、雪の利用の促進及び雪の文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、雪対策の総合的推進を図り、もって県民生活の安定向上と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(平15条例47・一部改正)

(基本理念)

第2条 雪対策は、県、市町村及び県民が一体となつて、雪害のないまちづくりを推進する等雪による県民生活及び事業活動への障害を除去するための施策、雪を資源として活用する等雪を積極的に利用するための施策並びに雪に関する文化活動を促進する等雪と人との密接なかかわりの中でつくられる雪の文化を振興するための施策を長期的かつ総合的に推進することにより、すべての県民がいきいきと活動できる環境を創造し、富山県の新たな発展を目指すものとする。

(平15条例47・一部改正)

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める雪対策についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、総合的な雪対策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町村及び県民の雪対策の実施を助け、並びに市町村が実施する雪対策の調整に当たるものとする。

2 県は、雪対策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重するとともに、県民及び市町村の意見を反映するための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平15条例47・一部改正)

(市町村の責務)

第4条 市町村は、基本理念にのっとり、県の雪対策と相まつて、当該地域の自然的社会的条件に応じた雪対策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(平15条例47・一部改正)

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念について理解を深め、雪に対する創意と意欲を基礎として、家庭、地域等における雪対策の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(平15条例47・一部改正)

(県、市町村及び県民の協力)

第6条 県、市町村及び県民は、雪対策の円滑かつ効果的な推進を図るため、相互に密接に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(国への要請等)

第7条 県は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国その他関係機関に対し、必要な措置を要請し、又は協力を求めるものとする。

(地域の特性に応じた配慮)

第8条 県は、雪対策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、地域の自然的社会的条件をしん酌するとともに、積雪の度が特に高い地域について、県民生活等に支障が生じないよう適切な配慮をするものとする。

第2章 総合雪対策計画

(総合雪対策計画)

第9条 県は、雪対策に関し、総合雪対策計画を定めるものとする。

2 総合雪対策計画は、総合雪対策基本計画(以下「基本計画」という。)及び総合雪対策実施計画(以下「実施計画」という。)とする。

(基本計画)

第10条 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 雪対策の目標及び基本方針

(2) 生活環境等の整備、交通及び情報通信の確保、除雪及び排雪(以下「除排雪」という。)の推進、雪災害対策、産業の雪害防止、雪の利用の促進並びに雪の文化の振興その他の雪対策に関する主要な施策の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、雪対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 県は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、富山県総合雪対策推進会議の意見を聴かなければならない。

3 県は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(平15条例47・一部改正)

(実施計画)

第11条 実施計画は、毎年度、基本計画に基づき、当該年度において実施する雪対策について定めるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、実施計画の策定及び変更について準用する。

第3章 雪害のないまちづくり

第1節 生活環境等の整備

(都市計画事業等における配慮等)

第12条 知事は、雪に強い都市及び農山漁村の形成を図るため、都市計画事業、生活環境の整備事業、産業基盤の整備事業等の推進に当たっては、雪対策について必要な配慮をするものとする。

2 知事は、市町村と連携して、県民が自主的に共同して行う融雪施設の設置等の雪に強いまちづくりのための事業が円滑に行われるよう、助言、指導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雪に強い道路の整備等)

第13条 知事は、降積雪期における歩行者、車両等の安全かつ円滑な通行を確保するため、県が設置し、又は管理する道路が雪に強い道路となるよう、道路網の整備、^{たい}堆雪帯、流雪溝、融雪施設等の設置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、他の道路管理者に対し、当該道路管理者が設置し、又は管理する道路が雪に強い道路となるよう必要な措置を要請するものとする。

(雪に強い建築物の普及等)

第14条 知事は、雪に強い建築物の普及を図るため、建築物の耐雪構造等に関する指針の作成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事は、県が設置し、又は管理する公共建築物が雪に強い建築物となるよう、その耐雪構造、配置等について必要な配慮をするものとする。

3 知事は、雪に強い街区の形成を促進するため、建築物の敷地、位置等について必要な措置を盛り込んだ建築協定の推奨その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者等に対する配慮)

第14条の2 県は、雪に強い生活環境等の整備のために必要な施策の策定及び実施に当たっては、高齢者、障害者等の社会的経済的活動が円滑に行われるよう特に配慮するものとする。

(平15条例47・追加)

第2節 交通及び情報通信の確保

(公共交通の確保)

第15条 鉄道、軌道、路線バス又は航空運送の事業を営業者(以下「交通事業者」という。)は、降積雪期において、適切な運行管理の実施、運行情報の提供等により、その円滑な運行の確保及び利便性の向上に努めるものとする。

2 知事は、バス路線に係る道路の優先的除排雪その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、必要があると認めるときは、交通事業者に対し、降積雪期における交通機関相互の連携その他の必要な措置を要請するものとする。

(平15条例47・一部改正)

(自動車の使用の自粛の要請)

第16条 知事は、降積雪により道路交通に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において必要があると認めるときは、県民に対し、自動車(事業の用に供するものを除く。)の使用を自粛するよう要請するものとする。

(交通規制等)

第17条 富山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)及び警察署長は、降積雪期における安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に基づき、交通の規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(通信体制の整備)

第18条 電気通信事業を営む者は、主要な電気通信線路を地下に埋設する等雪に強い通信設備の整備及び適切な維持管理に努めるものとする。

2 知事は、防災行政無線の整備に努めるとともに、降積雪期における通信を確保するため必要があると認めるときは、電気通信事業を営む者に対し、通信設備の管理の強化その他の必要な措置を要請するものとする。

(平15条例47・一部改正)

(情報の提供)

第19条 知事及び公安委員会は、それぞれの所掌事務に応じ、国、市町村その他関係機関と連携して、降積雪期における気象、災害及び交通に関する情報その他の県民生活及び事業活動に必要な情報を収集し、県民に対し、これを適切に提供するよう努めるものとする。

第3節 除排雪の推進

(道路の除排雪)

第20条 知事は、降積雪期における歩行者、車両等の安全かつ円滑な通行を確保するため、他の道路管理者と連携して、県が管理する道路について、毎年度、除排雪の対象とする路線及び出動基準等を定めた計画(以下「除雪計画」という。)を策定し、適切な除排雪の実施に努めるものとする。

2 知事は、除雪計画を策定しようとするときは、あらかじめ、国、市町村その他関係機関と協議するものとする。

3 知事は、除雪計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 県は、除雪計画に基づく除排雪の効果的かつ効率的な実施に資するため、当該除排雪の実施状況を把握し、及び評価する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 自動車の運転者は、道路に自動車を駐車し、又は停車する場合には、道路の除排雪に支障を及ぼさないよう努めるものとする。

(平15条例47・一部改正)

(地域における除排雪)

第21条 知事は、市町村と連携して、地域において県民が自主的に行う共同除排雪活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、共同除排雪活動の連絡協力体制の整備、除雪機械及び雪捨場の確保等について助言、指導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者世帯等に対する援護)

第22条 県は、市町村及び県民と連携して、高齢者、母子、障害者等の世帯で除排雪を行うことが困難なものに対する適切な援護がなされるよう、除排雪のための支援協力の確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平15条例47・一部改正)

(公共施設の除排雪)

第23条 県は、その管理する病院、学校その他の公共施設について、降積雪により県民の利用に支障が生じないように、適切な除排雪の実施に努めるものとする。

(平15条例47・一部改正)

(除排雪のための水利用等の円滑化)

第24条 県は、除排雪のための水利用の円滑化を図るため、下水処理水を再利用する融雪方法等多様な融雪方法の活用を促進するとともに、河川の流水、地下水等の効果的な利用について、災害の防止、環境の保全、他の用途への利用等に配慮しつつ、調査研究その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事は、市町村と連携して、除排雪のための用排水路の利用の円滑化を図るため、用排水路の管理者が当該用排水路を除排雪の用に供しようとする場合には、助言、指導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平15条例47・一部改正)

(除排雪における県民との協働等)

第25条 県民は、自ら雪による障害を克服するため、住居及びその周辺における除排雪の実施その他の家庭、地域等における除排雪に関する身近な活動を積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、除排雪の実施に当たっては、道路交通及び流水に支障が生じないように適切な配慮をするものとする。

3 県は、県民の除排雪の推進に対する理解が深まり、除排雪に関する活動への参加が促進されるよう市町村その他関係機関と協力して、除排雪に関する情報の提供、普及啓発、人材及び団体の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(平15条例47・一部改正)

第4節 雪災害対策

(平15条例47・追加)

(雪災害対策)

第25条の2 県は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を豪雪による災害から保護するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定により策定された富山県地域防災計画の定めるところにより、市町村その他関係機関と連携して、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施するものとする。

2 富山県防災会議は、富山県地域防災計画が雪災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため適切なものとなるよう必要な配慮をするものとする。

(平15条例47・追加)

(雪崩防止対策)

第25条の3 県は、雪崩による災害が発生するおそれのある地域について、雪崩防止林の造成、雪崩防止施設の設置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平15条例47・追加)

第4章 産業の雪害防止等

(農林水産業対策)

第26条 知事は、降積雪による農業及び水産業への障害を防止するため、積雪地に適した栽培技術の向上及びその成果の普及、融雪施設の設置及び流通施設の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事は、冠雪、雪圧等による育林への障害を防止するため、造林技術の向上及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(商工業対策)

第27条 知事は、降積雪による商工業の事業活動への障害を防止するため、融雪施設の設置の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事は、前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者に対して特に配慮するものとする。

(生活必需物資の確保)

第28条 知事は、降積雪期における食料品、燃料等の生活必需物資の確保を図るため必要があると認めるときは、事業者に対する出荷要請、需給動向の監視その他の必要な措置を講ずるものとする。

第5章 雪の利用の促進等

(平15条例47・旧第6章繰上)

(雪を利用する産業の振興)

第29条 県は、降積雪期における観光の開発及び雪を資源として利用する産業の振興に努めるものとする。

(平15条例47・旧第35条繰上・一部改正)

(科学技術の振興)

第30条 県は、雪害の防止、雪の利用その他の雪対策に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、調査研究の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平15条例47・旧第36条繰上・一部改正)

(雪に対する意識の高揚等)

第31条 県は、雪対策に関する知識の普及並びに雪による障害を克服し、及び雪の利用を促進する県民の意識の高揚を図るため、雪対策に関する教育の振興、広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平15条例47・旧第37条繰上・一部改正)

第6章 雪の文化の振興等

(平15条例47・追加)

(雪の文化の振興)

第32条 県は、雪の文化の振興を図るため、市町村その他関係機関と連携して、降積雪期における生活文化の継承、雪に関する文化活動の促進及び新たな雪の文化の創造のために必要な措置を講ずるものとする。

(平15条例47・追加)

(積雪寒冷地域等との交流)

第33条 県は、雪による障害の克服、雪の利用の促進及び雪の文化の振興に関し、国内及び国外の積雪寒冷地域等との交流を進め、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平15条例47・追加)

(県民の参加の促進)

第34条 県は、雪の文化の振興及び積雪寒冷地域等との交流(以下「雪の文化の振興等」という。)に関する県民の理解が深まり、雪の文化の振興等への参加が促進されるよう市町村その他関係機関と連携して、雪の文化の振興等に関する情報の提供、普及啓発、教育、学習の支援、人材及び団体の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(平15条例47・追加)

第7章 財政措置等

(市町村及び県民に対する財政上の措置等)

第35条 県は、市町村が実施する雪に強いまちづくりのための事業その他の雪対策について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、県民が実施する雪に強い住宅の建設その他の雪対策について、必要な金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 知事は、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、又は別に条例で定めるところにより、降積雪により被害を受けた者の県税その他県の徴収金について、減免又は徴収猶予その他必要な措置を講ずることができる。
(平15条例47・旧第39条繰上)

(基金の設置)

第36条 県は、別に条例で定めるところにより、雪対策を推進するための基金を設置するものとする。
(平15条例47・旧第40条繰上)

(富山県総合雪対策推進会議)

第37条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、富山県総合雪対策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- (1) 雪対策に関する基本的事項及びこの条例の規定によりその権限に属させられた事項
 - (2) その他雪対策の推進に関し必要な事項
- 2 推進会議は、委員25人以内で組織する。
 - 3 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。
 - 4 前2項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(平15条例47・旧第41条繰上・一部改正)

附 則

この条例は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。